

2 行政監査

特定の事務・事業を選び、主として経済性、効率性、有効性の観点から監査しました。

平成19年の行政監査は、各局に共通するテーマとして「指定管理者制度による公の施設の管理について」、個別のテーマとして「公共交通機関の整備・運営について」を選定して実施しました。

それぞれのテーマごとの指摘等の件数は、以下のとおりです。

● 各テーマと指摘、意見・要望件数

テーマ	指摘	意見・要望
指定管理者制度による公の施設の管理について	36件	4件
公共交通機関の整備・運営について	1件	9件

テーマ1 指定管理者制度による公の施設の管理について

- 都は、公の施設（美術館、公園など）の管理について、平成18年度より指定管理者制度を本格的に導入しています。この結果、施設の管理を行えるものが、広く民間事業者にまで拡大されました。
- 今回の監査では、指定管理者制度導入の目的が達成されているかについて、各局横断的に検証しました。

◎ 監査にあたっては、

- ・ 指定管理者制度の導入効果が発揮できるものとなっているか
- ・ 各施設は、事業計画に沿って適切に実施されているか
- ・ 施設管理業務の実施状況は適切か

などを主な着眼点としました。

監査の結果、36件の指摘と4件の意見・要望を行いました。

(主な指摘事例)

- 制度導入前から長年にわたり受託していた同一の法人が、そのまま指定管理者となっている場合が多く、業務内容が包括的、抽象的となっている事例が見受けられたことから、管理業務の内容、範囲を精査し、明確にすること。
- 指定管理者が作成した年間事業計画について、所管局が承認を行うに当たり、指定管理者選定時に提出された事業計画書に基づいて作成されているかの検証を十分に行うこと。

テーマ2 公共交通機関の管理・運営について

- 都が出資又は運営する公共交通機関について、経営状況や業務の実施状況を横断的に検証し、有用な提言を行うために実施しました。
- 監査の対象は、**株式会社ゆりかもめ、多摩都市モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社及び交通局**です。

◎監査手法の特色 ～新公会計を活用して分析～

<現 状>

監査対象のうち、ゆりかもめ及び多摩モノレールについては、都がインフラ部（駅舎、走行路等の躯体部分）を整備・保有しており、**会社単体の財務諸表にはインフラ部のコスト・ストック情報が計上されていません。**

<監査手法>

インフラ部も含めて経営状況を評価するため、**新公会計を活用して作成したインフラ部財務諸表と会社の財務諸表とを連結して、比較・検証**しました。

<監査の結果>

○ 新公会計の活用による比較・検証

～ゆりかもめと多摩モノレール～

- ・ 会社単体では、多摩モノレールのほうが経営状況、資金状況ともに課題が多い。

しかし、**都の保有部分（インフラ部）を連結してみると、ゆりかもめは多摩モノレールよりも厳しい経営環境におかれている**ことが明らかになりました。

- ・ 都は、事業の全体状況を把握するために、東京都財務諸表から得られるストック情報などを活用して、会社に対して適切に経営指導を行う必要があります。
- ・ また、インフラ部の整備コストを事業運営による収益でまかなうことは困難であり、都が公共事業として整備する必要があったことがわかりました。

○ 駅における収入現金の管理などについて、10件の指摘等を行いました。



ゆりかもめ



多摩モノレール